

平成27年1月30日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

検査料等の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成26年3月5日付け保医発0305第3号）の一部を下記のとおり改正し、平成27年2月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D014自己抗体検査の(24)を(25)とし、(19)から(23)を(20)から(24)とし、(18)の次に次のように加える。

(19) IgG₂

ア IgG₂は、区分番号「D014」自己抗体検査「29」IgG₄の所定点数に準じて算定する。

イ 本検査は、ネフェロメトリー法による。

ウ 本検査は、原発性免疫不全等を疑う場合に算定する。なお、本検査を算定するに当たっては、その理由及び医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

2 別添1第2章第13部第1節N005-2ALK融合遺伝子標本作製を次のように改める。

(1) ALK融合遺伝子標本作製は、ALK阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法により遺伝子標本作製を行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。

(2) BRAF V600

ア BRAF V600は、区分番号「N005-2」ALK融合遺伝子標本作製の所定点数に準じて算定する。

イ 本検査は、根治切除不能な悪性黒色腫患者に対して、BRAF阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、リアルタイムPCR法により行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成26年3月5日付け保医発0305第3号)

改正後	現 行
<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第3部 検査</p> <p>第1節 検体検査料</p> <p>第1款 検体検査実施料</p> <p>D014 自己抗体検査</p> <p>(1)～(18) 略</p> <p><u>(19) IgG₂</u></p> <p>ア <u>IgG₂は、区分番号「D014」自己抗体検査「29」IgG₄の所定点数に準じて算定する。</u></p> <p>イ <u>本検査は、ネフェロメトリー法による。</u></p> <p>ウ <u>本検査は、原発性免疫不全等を疑う場合に算定する。なお、本検査を算定するに当たっては、その理由及び医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u></p> <p><u>(20)～(25) 略</u></p> <p>第13部 病理診断</p> <p>第1節 病理標本作製料</p> <p>N005-2 ALK融合遺伝子標本作製</p> <p><u>(1) ALK融合遺伝子標本作製は、ALK阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法により遺伝子標本作製を行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。</u></p>	<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第3部 検査</p> <p>第1節 検体検査料</p> <p>第1款 検体検査実施料</p> <p>D014 自己抗体検査</p> <p>(1)～(18) 略</p> <p><u>新設</u></p> <p><u>(19)～(24) 略</u></p> <p>第13部 病理診断</p> <p>第1節 病理標本作製料</p> <p>N005-2 ALK融合遺伝子標本作製</p> <p>ALK融合遺伝子標本作製は、ALK阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法により遺伝子標本作製を行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。</p>

(2) BRAF V600

ア BRAF V600は、区分番号「N005-2」ALK融合遺伝子標本作製の所定点数に準じて算定する。

イ 本検査は、根治切除不能な悪性黒色腫患者に対して、BRA
F阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、リアルタイムPCR法により行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。

新設